

流山市地域防災計画 大規模事故災害対策編

流山市防災会議

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・構成	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の構成.....	1
第2節 活動体制.....	2
1 配備基準	2
2 配備体制の決定者	2
3 災害対策本部の組織及び運営	2
4 職員の動員	3
第2章 大規模事故対策計画.....	4
第1節 大規模火災対策計画.....	4
1 基本方針	4
2 予防計画	4
3 応急対策計画	6
第2節 危険物等災害対策計画.....	8
1 危険物・高压ガス・火薬類・毒物劇物	8
第3節 航空機事故災害対策計画	11
1 基本方針	11
2 予防計画	11
3 応急対策計画	12
第4節 鉄道事故災害対策計画.....	15
1 基本方針	15
2 予防計画	15
3 応急対策計画	15
第5節 道路事故災害対策計画.....	21
1 基本方針	21
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	21
3 危険物等の積載車両事故等に対処するための計画	23

第6節 放射性物質事故対策計画	25
1 基本方針	25
2 放射性物質事故の想定	25
3 放射性物質事故予防対策	25
4 放射性物質事故応急対策	25
5 放射性物質事故復旧対策	29
6 農作物・食品・水道水の対応	29
7 廃棄物(ごみ)関係の対応	29

第1章 総 則

第1節 計画の目的・構成

1 計画の目的

都市化の進展や産業の高度化等により、大規模火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など、ひとたび発生すると大規模になる事故災害のおそれがあり、更には千葉県内には成田国際空港を擁し、東京国際空港の空路も県内を通過していることから、航空機事故の危険性も皆無とは言えない。こうした大規模事故災害により、多数の死傷者が発生した場合には、事故に遭遇した人々を迅速に救出・救護するとともに、事故の拡大を防止し、住民の生命・身体・財産を確保するため必要な措置をとる必要がある。したがって、大規模事故災害に対応するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

この計画では、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。この計画に定められていないものについては、地震災害対策・風水害等対策編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震災害対策・風水害等対策編の災害復旧計画に準ずるものとする。

2 計画の構成

流山市地域防災計画の「大規模事故災害対策編」は、「地震災害対策・風水害等対策編」、「複合災害対策編」と併せた3編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

第2節 活動体制

1 配備基準

表 1-2-1 大規模事故災害時の配備基準

災害の種類	警戒配備	非常配備 【災害対策本部の設置】
大規模火災	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	危険物事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
航空機事故災害	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
鉄道事故	鉄道事故により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
道路事故災害	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
放射性物質事故	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。

2 配備体制の決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、市災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。

表 1-2-2 市災害対策本部の設置決定者

区分	決定者	代決者	
		1	2
市災害対策本部	市長	副市長	市民生活部長

3 災害対策本部の組織及び運営

地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第2「2 市災害対策本部の組織構成及び機能」及び同じく「6 市災害対策本部の運営」に準ずる。

4 職員の動員

地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第2の2「(5) 活動体制別職員配備数」及び同じく「4 職員の収集」に準ずる。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった事案の対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

【都市計画課・建築住宅課・予防課】

都市計画法、建築基準法、消防法その他法令に基づき、建築物の不燃化、市街地における延焼防止対策を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

【まちづくり推進課・みどりの課・道路建設課・河川課】

防災都市づくりの一環として、災害時に延焼を防止するためのオープンスペースを確保するなど、防災効果の高い施設の整備等に努めていく。

また、都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有していることから、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に努めていく。

(3) 市街地の整備

【都市計画課・まちづくり推進課・西平井・鰐ヶ崎地区区画整理事務所】

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上、安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上、安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災予防

【予防課・消防署】

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

火災予防査察に当たっては、流山市火災予防条例、同条施行規則及び同条例に基づく告示並びに流山市火災予防の査察に関する規程の定めるところにより実施する。

(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

【予防課・消防署】

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ・自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- ・消火、通報、避難等の訓練の実施
- ・建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ・収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- ・従業員等に対する防災教育の実施

(6) 大規模・高層建築物の防火対策

【予防課】

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想される。一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

- ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ・高水準消防防災設備の整備
 - ・複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ・防災センターの整備
- イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(7) 文化財の防火対策

【図書・博物館】

歴史的、学術的価値の高い文化財を指定文化財として保護しているが、木造建築等の有形文化財は火災等の被害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に努める。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

【災対本部事務局】

状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

【災対本部事務局・情報収集班】

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

【災対本部事務局・救援庶務班】

大規模事故時の災害救助法の適用については、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

【警防班】

火災発生後、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

発災現場以外の場合は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急活動

【救護班・警防班・医療機関】

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、必要に応じ、民間からの協力等を得て、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制

【建設庶務班・流山警察署】

交通規制は、流山警察署が現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確に行う。

(7) 避難誘導

【避難誘導救援班・流山警察署】

発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。また、必要に応じて指定避難所を開設する。

(8) 救援・救護活動

【救援庶務班・救護班】

食料・飲料水・生活必需品等供給については、地震災害対策・風水害等対策編第3章「第7節救援計画」、医療救護については、同じく「第6節 医療救護・防疫等活動計画」に定めるところによる。

第2節 危険物等災害対策計画

1 危険物・高圧ガス・火薬類・毒物劇物

(1) 基本方針

災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

【防災危機管理課・予防課・事業者】

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法等に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、災害予防に万全を期する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備等に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

事業所等の規模に応じて、定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県、市及び関係機関

(ア) 防災資機材の整備

- a. 各種法令等に基づき、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- b. 事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 応急対策計画

【災対本部事務局・避難誘導救援班・救護班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

災害が発生した場合、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報し、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 災害対策本部等の設置

二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、災害に応じた適切な応急措置を講ずる。

イ 県、市及び関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 防災資機材の調達

事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県及び防災関係機関と協力して防災資機材を調達するとともに、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(エ) 被害の拡大防止措置及び避難

県、市及び防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議し、必要に応じ避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

(才) 警備

流山警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(力) 交通対策

- a. 道路管理者、流山警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。
- b. 流山警察署は、必要に応じて立入禁止区域を設定し、被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(キ) 原因の究明

県、市及び防災関係機関は、学識経験者と協力し、災害の発生原因の究明にあたる。

第3節 航空機事故災害対策計画

1 基本方針

(1) 基本指針

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空機災害」という。)が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策について定める。

(2) 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空運輸事業者等、空港事務所、県、関係市町村等(以下、一括して「関係機関」という。)が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

【防災危機管理課】

関係機関は情報の収集、連絡体制等の整備に努める。

(2) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

【防災危機管理課・消防防災課】

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(3) 発災対応訓練

【防災危機管理課・消防防災課】

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、発災対応訓練の実施に努めるものとする。

3 応急対策計画

【災対本部事務局】

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。また、発災後は速やかに情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 情報の収集

【災対本部事務局・情報収集班】

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート（発生地点が流山市内の場合）

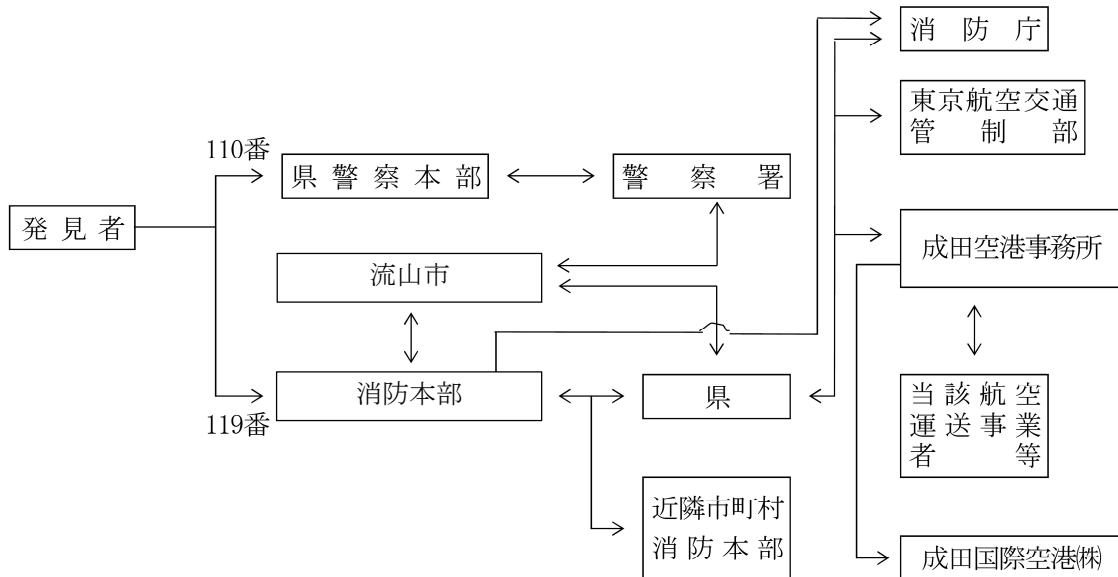


図 2-3-1 情報の伝達系統図

(2) 応急対策計画

【災対本部事務局・予防消防班・警防班・救護班・防疫衛生班・流山警察署・関係機関】

関係機関は、流山市内で航空機災害が発生した際、次の対応をとる。

ア 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施し、警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

(ア) 実施機関

市（消防本部）

(イ) 実施内容

- a. 航空機災害に係る火災が発生した場合、泡消火薬剤による消防活動を重点的に実施し、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、警戒区域を設定する。
- b. 災害の規模等が大きく、市消防本部では対処できない場合は、近隣市町村消防本部等に応援を求める。また、早急に必要人員及び物資を調達するため、関係機関は相互に協力し応援体制を整える。

ウ 救出救護活動

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県、消防本部

(イ) 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、流山市医師会、流山市歯科医師会、流山市薬剤師会、近隣市町村消防本部

(ウ) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a. 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b. 救護班の派遣

負傷者の救護は、市及び県医師会、市及び県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、地震災害対策・風水害等対策編第3章「第6節 医療救護・防疫等活動計画」の定めるところによる。

c. 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として市内に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

オ 遺体の収容

原則として流山市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し収容するものとする。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第6節「第4 行方不明者の搜索及び遺体収容埋葬計画」の定めるところによる。

大規模事故災害対策編

カ 交通規制

流山警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広報

(ア) 実施機関

国土交通省航空局（成田空港事務所含む。）、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、防災行政無線、広報車の利用及び報道機関等により、地域住民等に対して次の事項について広報を行う。

- a. 被害の発生状況
- b. 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- c. 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難先の指示
- d. 地域住民等への協力依頼
- e. そのほか必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、地震災害対策・風水害等対策編第3章「第6節 医療救護・防疫等活動計画」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、同じく「第12節 障害物の除去・清掃計画」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

（3） 応援体制

【災対本部事務局・物資輸送班・消防総務班・予防消防班・警防班・県・関係機関】

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、市は臨機応変に応援を要請することとする。

表 2-3-1 応援体制

当該空港運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
近隣の市町村・消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
近隣市町村の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達

第4節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。なお、対象となる鉄軌道事業者は以下のとおり。

- ・東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)
- ・東武鉄道(株)
- ・流鉄(株)
- ・首都圏新都市鉄道(株)

2 予防計画

(1) 各事業者による予防対策

【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

【防災危機管理課・道路管理課・道路建設課】

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、相互の情報収集・連絡体制の整備を図る。
イ 国、県、市及び鉄軌道事業者と協力して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 応急対策計画

(1) 行政等による応急活動体制

【災対本部事務局】

鉄道災害が発生した場合に、防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。また、発災後は速やかに情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

【災対本部事務局・情報収集班】

鉄道災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

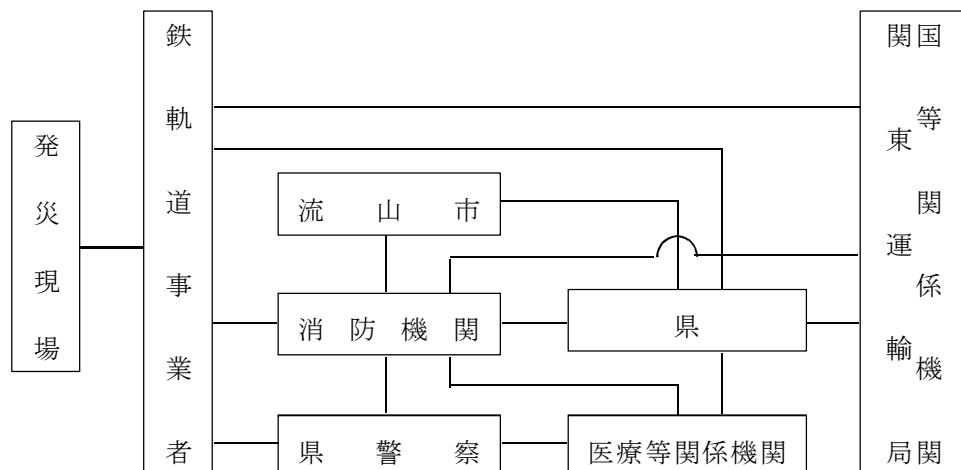


図 2-4-1 情報の伝達系統図

表 2-4-1 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT電話 045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886
東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318
流鉄(株)	鉄道部	—	—	04-7158-0117	—
首都圏新都市鉄道(株)	管理課	—	—	03-3839-7352	03-3839-7368

(3) 相互協力・派遣要請計画

【災対本部事務局・予防消防班・事業者】

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- イ 被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ウ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(4) 消防活動

【警防班・事業者】

速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

【救護班・予防消防班・警防班・医療機関・事業者】

- ア 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。また、必要に応じ、民間からの協力等を得る。
- ウ 負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

【流山警察署】

流山警察署が現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確に行う。

(7) 避難誘導

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。また、必要に応じて指定避難所を開設する。

(8) 各事業者による応急・復旧対策

【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】

事業者	概要
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<p>【応急復旧対策】</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処置手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>イ 自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等による初期消火作業を行う。</p> <p>ウ 救護</p> <p>千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>【情報連絡体制】</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <pre> graph TD A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社（総務部）] B --- D[市消防本部] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概 要
東武鉄道 (株)	<p>【応急・復旧対策】 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、冷静沈着な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規定」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。 災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>【災害時の活動組織の編成計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はその恐れがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 b 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 c 災害対策総本部 a の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。 <p>【情報連絡体制】</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] D --- I[県] E --- J[県警察] F --- K[市消防本部] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概要
東急(株)	<p>【応急・復旧対策】</p> <p>(1) 列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(2) 公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>【情報連絡体制】</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転司令] B --- C[本社（鉄道部）] B --- D[市消防本部] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] D --- F E --- F </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p>
首都圏新都市鉄道(株)	<p>【応急・復旧対策】</p> <p>事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出および避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧及び輸送の確保を図る。</p> <p>事故対策本部の設置</p> <p>事故および輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。</p> <p>【情報の連絡体制】</p> <p>鉄道事故発生時の連絡系統図</p> <p>情報連絡体制系統</p> <p style="text-align: center;">連絡系統図 (鉄道事故発生時)</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社（運輸部・関係部）] B --- D[市消防本部] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] D --- F E --- F </pre> <p>【浸水事故発生時の措置】</p> <p>ア 救援活動：換気口、駅出入口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行う。</p> <p>イ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し安全を図る。</p>

第5節 道路事故災害対策計画

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画を定める。

〈計画の対象となる道路災害〉

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

【道路管理課】

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

表 2-5-1 各機関の業務実施内容

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。 また、市道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

【災対本部事務局・情報収集班・避難誘導救援班】

ア 情報の収集・伝達

(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、市、市消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るために、広域的な応急対策を実施する市へ報告するものとする。

(イ) 情報連絡系統

情報連絡系統は次のとおり。

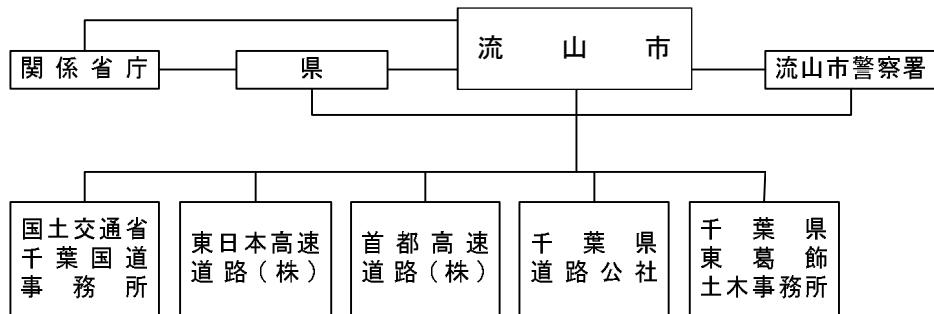


図 2-5-1 情報の連絡系統図

イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

表 2-5-2 各機関の業務実施内容

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 流山警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 災害の規模が大きく市及び消防本部では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防本部及び市に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	流山警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

3 危険物等の積載車両事故等に対処するための計画

本計画は、危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を定めるものとする。

危険物等とは消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定劇物」、高圧ガス法で規定する「高圧ガス」及び火薬取締役法で規定する「火薬類」をいう。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」において平成12年3月に策定された「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」に基づき、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画

【道路管理課・事業者】

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面（イエローカード）を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

【災対本部事務局・避難誘導救援班・秘書広報班・予防消防班・警防班・流山警察署・県】

ア 輸送事業者

(ア) 緊急通報（運転手等）

当該輸送車両から危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに119番通報するとともに、防除活動が適切に行われるため、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

(イ) 拡散防止及び防除（運転手等）

消防機関が到着するまでの間、事故現場周辺の安全確保、的確な拡散防止及び防除活動を実施する。

イ 消防活動

危険物等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

ウ 交通規制

流山警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難誘導

市は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

市は、地域住民等の民心の安定のため、関係機関と協力して、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

第6節 放射性物質事故対策計画

1 基本方針

核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という)の取扱等の状況を把握することは、国の所掌事項であり、市及び県では放射性物質の規制に関する法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性に鑑み、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応については、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」により対応することとする。

〈計画の対象となる放射性物質事故災害〉

輸送中の事故等による放射性物質の漏洩

2 放射性物質事故の想定

放射性物質事故は、核燃料物質の輸送中における事故を想定する。核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が市内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

3 放射性物質事故予防対策

【防災危機管理課】

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・連絡関係

【災対本部事務局・情報収集班・防疫衛生班・予防消防班・県・国・事業者】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者、核燃料物質輸送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(ア) 事故発生直後の情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、市、消防本部、県、警察及び国の関係機関に通報するものとする。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 放射性物質の放出に関する情報

(オ) 予想される被害の範囲及び程度等

(カ) その他必要と認める事項

放射性物質取扱事業者等から受けた情報は、県が直ちに総務省消防庁、文部科学省、必要に応じ、経済産業省、国土交通省等に連絡を行い、市は、県及び関係機関等と対応策を協議するものとする。

(イ) 緊急時のモニタリング活動の実施

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握を行い、市はこれに必要な協力をを行うものとする。

(ア) 大気汚染調査

(イ) 水質調査

(ウ) 土壌調査

(エ) 農林水産物への影響調査

(オ) 食物の流通状況調査

また、市においても必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定器の貸出しを実施するものとし、市有施設等における測定結果については、速やかに市ホームページ等で公表する。

イ 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者により、市及び防災関係機関等の通信確保を優先的に行うものとする。

(2) 応急活動体制の整備

【災対本部事務局・防疫衛生班・市各班・事業者】

ア 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 応急対策活動情報の連絡

事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県から実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

ウ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、市は、近隣市町村との消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急時医療体制の整備

【救護班・予防消防班・県・医療機関】

ア 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しており、また、県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っている。

したがって、市（消防本部）は、あらかじめ県とともに、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておくものとする。

(4) 防護資機材の整備

【災対本部事務局・防疫衛生班・予防消防班・流山警察署・県】

市、県、警察は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めることとする。

(5) 消火活動

【警防班】

事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(6) 退避施設の選定及び退避誘導

【避難誘導救援班】

ア 退避施設の指定

市は、環境に影響を及ぼすような市内外の放射性物質事故に備え、必要に応じあらかじめ地域ごとのコンクリート屋内退避施設を選定するとともに、住民への周知を図るものとする。

イ 退避誘導

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

(7) 広報活動体制の整備

【秘書広報班】

市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、広報車やインターネット等を通じて、地域住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。また、広報の内容は以下のとおりとする。

ア 災害時の状況及び今後の予測

イ 市民の取るべき措置及び注意事項

ウ その他必要な事項

(8) 市民からの問い合わせに対する対応

【防疫衛生班】

市は、必要に応じて、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

【災対本部事務局・予防消防班・県】

ア 防災関係者の教育

応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

イ 住民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

ウ 訓練の実施

市は、県が実施する放射性物質事故を想定した訓練に参加、協力するものとする。

5 放射性物質事故復旧対策

【防疫衛生班・県・国】

放射性物質事故については次のとおり復旧対策を進める。

なお、復旧対策に当たっては、事故の状況を踏まえ、放射線事業者、国、県及び関係機関等と連携を図りつつ進めるものとする。

(1) 放射線量の把握

事故による放射性物質による汚染を調査し、現況を把握する。

(2) 除染目標

放射性物質の汚染の除去については、可能な限り復旧時期を明示し、年間被ばく線量1ミリシーベルトを下回ることを目標とする。

(3) 主な除染対象及び実施主体

子どもの生活環境（学校、公園等）の徹底的な除染を優先する。

6 農作物・食品・水道水の対応

【物資輸送班・給水工務班・県・国】

(1) 農作物

市は、流山産農作物の放射性物質の簡易分析検査を実施する。また、国の食品中の放射性物質の基準値や国や県による測定結果を周知するとともに、農作物生産者に対し、放射性物質の吸収を抑制するための技術について指導する。

(2) 水道水

市は、厚生労働省の助言に基づき、市内の浄水場の浄水及び原水（井戸水）について定期的に検査する。

7 廃棄物(ごみ)関係の対応

【防疫衛生班】

焼却灰から国の示す基準値を超える放射性物質が検出された場合は、溶融飛灰を一時保管するとともに、剪定枝、落葉、草においては別回収し、焼却せずに森のまちエコセンターに仮保管する。

